

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書（案）

〔大阪市橋梁保全更新計画改定等検討業務委託－3〕

特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、本市が管理する【別表1 点検橋梁リスト】に示す橋梁について新技術（ドローンや3次元データ等）の活用を検討したうえで橋梁点検を実施し、その結果や国土交通省発行「道路橋点検要領」の改定内容、過年度の検討成果、AI点検の導入可否検討等を踏まえたうえで「大阪市橋梁点検要領」の改定を行うものである。また、現在運用している計画的維持管理を目的としたアセットマネジメントサイクルにおけるマネジメントフローの再構築や外部委託による事業監理について検討を行うものである。

2. 適用

本業務は、各特記仕様書及び以下の仕様書に基づき、実施しなければならない。

- ・業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞
【大阪市建設局】
- ・工事請負共通仕様書（令和3年3月）
【大阪市建設局】
- ・大阪市橋梁点検要領（令和元年11月）（以下、「マニュアル」）
【大阪市建設局】
- ・道路橋定期点検要領（技術的助言）
【国土交通省】

【業務委託共通仕様書及び工事請負共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

【大阪市橋梁点検要領のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000039875.html>

【道路橋点検要領のダウンロードについて】

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

3. 単価・歩掛適用年月について

本業務の積算に用いる単価及び歩掛は、大阪市土木工事標準積算基準書「1-1-1-1 適用範囲等」に記載の（前期改訂：5/1）及び設計業務等標準積算基準書（令和5年度版）を適用している。

【積算基準関係図書】

大阪市土木工事標準積算基準書（令和5年10月）

設計業務等標準積算基準書（令和5年度版）

港湾請負工事積算基準（令和6年2月）

公共事業建設資材価格調査報告書（令和6年度前期）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035394.html>

4. 委託期限

履行期限については、以下のとおりとする。

- ・第1号委託～第3号委託：令和7年3月31日
- ※【夢舞大橋の損傷部状態監視】は除く
- ・第4号委託：令和8年3月31日

5. 調査時間帯について

第1号委託、第2号委託、第3号委託の調査時間帯は【別表2 対象橋梁及び業務項目一覧表】
【別表3 対象橋梁及び業務項目一覧表】のとおりとする。関係機関との協議の結果、変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

6. 業務内容について

本業務委託は、5つの業務からなる。

- ・第1号委託：本市が管理する駒川橋梁群等の詳細点検・詳細調査業務
- ・第2号委託：本市が管理する港湾局管理橋梁の詳細点検・詳細調査業務
- ・第3号委託：河川占用許可工作物、渡船施設の点検業務
- ・第4号委託：大阪市橋梁保全更新計画の改定業務

【第1号委託、第2号委託】 【詳細点検・詳細調査業務】

(1) 業務の流れ

本業務の流れは、別紙1のとおりとする。

(2) 準備

①計画準備

- ・業務計画書を作成する上で必要となる各橋梁の既往資料等は、本市より貸与する。

②机上調査

- ・貸与した資料を基に、履歴診断シートを作成すること。
- ・上部工・下部工それぞれの現況評価（耐荷性、耐震性、耐久性及び河川条件との整合）を行い、各橋梁の特性を十分理解した上で現地踏査を行うこと。

③現地踏査

- ・効率的な点検計画の作成並びに対象施設の点検調査等を実施する目的で、本市が貸与する各種台帳や点検記録等を踏まえ現地調査を行い、施設の状態や現場状況を把握すること。
- ・【別表2 対象橋梁及び業務項目一覧表】の点検方法・部位について精査し、点検の実施計画を検討すること。

④業務計画

- ・現場点検にあたっては、受注者の技術的知見から最も合理的・経済的であり、工程短縮等が図れ、交通規制等の社会的影響が少ない方法を選択すること。なお、【別表2 対象橋梁及び業務項目一覧表】は、橋下条件等から考えられる基本的な近接方法の目安を示したものである。
- ・上記の項目をふまえて業務準備・現地踏査を行い、本市が貸与する図面や工事履歴等から各施設の構造特性を十分理解した上で、橋梁ごとの点検計画を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出すること。

⑤関係機関協議

- ・【別表4 関係機関協議先】は、本業務実施にあたり、必要となる協議先を示している。
- ・現場点検にあたって必要となる交通管理者など、関係機関との協議資料（点検施工図・交通規制図等）を作成すること。

- ・各点検の際に発生する交通規制の許可については、受注者にて所轄警察署と打合せを行い許可を受けること。

(3) 点検業務

1) 詳細点検

- ・現場点検を実施する際は、過年度の点検調書を確認し、損傷の進行状況を確認すること。
- ・損傷箇所を発見した時は、損傷の原因についても調査すること。
- ・現場点検において、主要な部材に重大な損傷、あるいは第三者被害の可能性がある損傷が発見された場合には、直ちに監督職員に報告し、指示に従うこと。また、現場において、台帳や図面で管理している情報と相違が確認された場合は、監督職員に報告すること。
- ・沓座に土砂等が堆積している場合は、これを除去すること。なお、除去物の処分方法については監督職員と都度調整すること。
- ・損傷箇所は、チョーキングにより幅や長さなども明記し、全ての損傷（床版ひび割れは除く）について損傷図に記入し、写真を撮影すること。
- ・写真撮影時は、黒板等を用いるなど、損傷場所・損傷内容が把握できるようにすること。
- ・監督職員が指示する、径間数が多い連続高架橋等については、橋面・橋台・橋脚に、番号を付すこと。なお、番号を付す位置や大きさ等については、監督職員に確認すること。
- ・各点検手法の詳細は、マニュアルを参考にすること。
- ・点検に用いる重機について、【別表2 対象橋梁及び業務項目一覧表】に記載しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。

2) 詳細調査

①漏水調査

- ・詳細点検結果をもとに、排水桝、排水管、伸縮装置などの漏水、路面排水の状況を総合的に把握・評価を行うこと。

②鋼塗膜調査

- ・詳細点検において、最も腐食の激しい径間と平均的な径間の2径間に対し、碁盤目テープ付着試験により、内桁、外桁の中央部、端部について調査・評価すること。なお、調査部位は、ウェブ面と下フランジ下面とする。
- ・上記試験により、塗膜剥離させた部分について、防錆処理を行うこと。

③第三者被害予防措置

- ・橋下を道路・遊歩道等で供用している橋梁は、第三者被害が想定されるため、全てのコンクリート部材において、叩き落とし点検を行うこと。なお、コンクリート叩き落とし後に、鉄筋が露出した箇所は防錆材を塗布すること。

④その他

- ・上記の調査以外に、損傷具合により追加実施を行う調査があるため、【マニュアル（付録-3）】に記載されている、調査フローは熟知しておくこと。
- ・第三者被害予防措置、コンクリートの健全性調査時に発生したコンクリート殻類の処分方法については監督職員と都度調整すること。

3) 報告書作成

① 調書作成、シート作成

- ・点検結果をもとに、マニュアルの【点検結果記入要領及び部材番号定義基準】【損傷評価点算出基準】に基づき、以下の内容を網羅した詳細点検報告書を作成すること。

【詳細点検報告書】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| ア)詳細点検報告書 | イ)損傷一般図 | ウ)損傷詳細図 | エ)損傷一覧表 |
| オ)損傷写真 | カ)部材番号図 | キ)状態指標 | |
| ク)履歴診断シート | ケ)管理計画シート | コ)点検診断シート | |

この際の損傷度評価はマニュアルの【損傷評価基準】による。

- ・詳細調査・損傷度判定会議資料についても、各種様式を作成すること。
- ・本点検結果は、国に報告する必要があるため、国の「道路橋記録様式（令和6年3月）」も併せて作成すること。

【道路橋記録様式のダウンロードについて】

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>

② 概要版の作成

- ・本業務で実施した橋梁点検で特に損傷があった橋梁について、他部署への説明資料として別途まとめること。
- ・対象橋梁については監督職員と協議のうえで決定すること。

(4) 打合せ

- ・橋梁点検における打合せは、合計7回（中間打合せ5回、最終打合せ）を計上しているが、必要な場合には監督職員と協議の上、変更の対象とする。
- ・初回打合せについては、第4号委託に含まれているものとする。

① 初回打合せ

- ・マニュアル及び本業務の説明を行い、過年度点検結果などの必要資料を貸与する。
- ・初回打合せについては、第4号委託に含まれているものとする。

② 第1回中間打合せ

- ・先行して点検を実施する施設について、現地踏査に基づき、作成した業務計画書において、打合せを行う。

③ 第2回中間打合せ

- ・先行点検を実施した施設について、点検調書をまとめた後、事前損傷度判定会議を実施し、損傷度評価の考え方や点検調書に不備がないか等の確認を行う。

④ 第3回中間打合せ

- ・先行点検を実施した施設以外について、現地踏査に基づき、作成した業務計画書について、打合せを行う。

⑤ 第4～5回中間打合せ

- ・各施設について作成された点検調書に基づき、損傷度判定会議を実施し、そこで各損傷に対する補修の実施について必要か不要かを判断するとともに補修すべき時期について参考意見を付して報告すること

⑥ 最終打合せ

- ・本業務における、成果品の確認を行うとともに、「道路橋記録様式」について新様式で作

成するうえで感じた意見や課題を報告すること。

(5) その他

- ・交通安全管理は別紙3のとおりとする。
- ・安全等の確保は、業務委託共通仕様書（平成28年9月）〈令和5年9月1日以降発注分より適用〉【大阪市建設局】I-1-1-1-33に記載されていることを遵守すること。特に、土木工事安全施工技術指針（令和4年2月）【国土交通省大臣官房技術調査課】を遵守し行うこと。
- ・点検等実施時については、工事請負共通仕様書（令和3年3月）【大阪市建設局】「工事現場における保安施設等の設置基準」を遵守し行うこと。
- ・本特記仕様書に記載の予定数量は参考であり、数量の増減が生じた場合には監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。また、警察協議等により、点検が昼夜間変更となった場合についても、設計変更の対象とする。
- ・点検実施前に、現地踏査等を踏まえて、点検実施数量計算書を作成し、数量根拠を整理した上で提出し、監督職員の確認を得ること。
- ・関係機関との協議資料は、関係先との協議結果により変更が生じるものであり、監督職員の指示に従い円滑な業務遂行に努めること。
- ・点検の実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者の了解を得るなど、第三者に迷惑をかけないように努めること。
- ・箱桁内調査等、酸欠などの危険な状況が想定される場合は、十分な安全対策を講じ、調査を実施すること。
- ・本業務遂行上、現地条件等により、やむをえず点検の実施が不可能となることが判明した場合、監督職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・本市発注の別途工事等と重複する場合、監督職員と協議して対応を定めることとし、工程などを十分調整の上、双方協力しながら点検を行うこと。
- ・本業務の主たる部分とは、「詳細点検・詳細調査における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断」とする。
- ・点検の実施に当たっては、「新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月：国土交通省）」及び「点検支援技術性能カタログ（案）（令和5年3月：国土交通省）」を参考に、本業務の点検橋梁について、新技術の活用検討を行うこと。なお、監督職員と協議の上で、新技術を活用する場合は、設計変更の対象とする。

【第2号委託】 【夢舞大橋の損傷部状態監視】

夢舞大橋のマウラージョイントにき裂が確認されていることから、【別図1 ○○図】のとおり、き裂の溶接と伸縮装置の上面に敷鉄板を設置することで応急対策を行っている。この応急対策の敷鉄板及び伸縮装置のき裂に関して、万博開催中も含めた令和7年3月までの期間、以下のとおりモニタリングを行うこととする。

(1) 簡易点検

実施期間は令和6年11月～令和8年3月、実施頻度は月1回とし、敷鉄板及び伸縮装置に対して以下のとおり簡易点検を行うものとする。

① 敷鉄板

- ・桁下より該当箇所下面に進入し、ボルトのゆるみを確認すること
- ・ボルトにゆるみが確認された場合、ボルトの締付けを行う

② 伸縮装置

- ・桁下より該当箇所の下面に進入し、サポートビーム溶接部のき裂を確認すること
- ・溶接にき裂が確認された場合、確認箇所やき裂の状態を記録し、監督職員に報告すること

(2) 詳細点検

実施頻度は万博開催前1回、万博開催中1回、万博終了後1回の計3回とし、敷鉄板及び伸縮装置に対して以下のとおり詳細点検を行うものとする。

なお実施時期については別途監督職員より指示するものとする。

① 敷鉄板

- ・既設の敷鉄板を取り外し、別途用意している同じ部材を再度設置すること
- ・取り外した敷鉄板については、受注者事務所に持ち帰り、板座の溶接部等に損傷が発生していないかを確認する
- ・損傷が確認された場合、その内容を監督職員に報告すること
- ・点検が完了した敷鉄板については、監督職員に引き渡すこと

② 伸縮装置

- ・敷鉄板の取り外し後、浸透探傷試験を実施し、き裂の進行を確認し監督職員に報告する
- ・ミドルビームのウェブ面や上面溶接部については、ファイバースコープを用いてき裂の進行を確認し、監督職員に報告する
- ・併せて、ベアリングについても損傷がないかの確認を行うこと

【第3号委託】 【渡船施設詳細点検】

(1) 準備

① 計画準備

- ・業務計画書を作成する上で必要となる各渡船施設の既往資料等は、本市より貸与する資料を参考に収集すること。

② 机上調査

- ・収集した資料を基に、施設構造の概要を作成すること。
なお、施設によっては、上記図書が整備されていないものもあるため、監督職員と協議の上、簡易な復元設計、図面作成を行うこと。
- ・陸上施設・水上及び水中施設それぞれの現況把握（耐荷性、耐久性など）を行い、各施設の特性を十分理解した上で現地踏査を行うこと。

③ 現地踏査

- ・対象施設について、収集し整理した資料を基に現地踏査を行い、現場状況を把握すると共に、【別表3 対象施設及び業務項目一覧表】の点検方法・部位について精査すること。

④ 業務計画

- ・渡船施設の点検を行うための点検計画を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。なお、【別表3 対象施設及び業務項目一覧表】は、本業務における点検対象の構造物を示したものであり、現場点検にあたっては、受注者の技術的知見から最も合理的、経済的であり、工程短縮等が図れる方法を選択することとし、各施設の特性（構造や補修履歴等）を十分理解した上で、施設ごとの点検計画を記載した業務計画書とすること。

⑤ 関係機関協議

- ・【別表4 関係機関協議先】は、本業務実施にあたり、必要となる協議先を示している。
- ・現場点検にあたって必要となる交通管理者など、関係機関との協議資料を作成すること。

(2) 詳細点検

- ・ 損傷箇所を発見した時は、損傷の原因についても調査すること。
- ・ 現場点検において、主要な部材に重大な損傷、あるいは第三者被害の可能性がある損傷が発見された場合には、直ちに監督職員に報告し、指示に従うこと。また、現場において、台帳や図面で管理している情報と相違が確認された場合は、監督職員に報告すること。
- ・ 損傷箇所は、チョーキングにより幅や長さなども明記し、全ての損傷について損傷図に記入し、写真を撮影すること。
- ・ 写真撮影時は、黒板等を用いるなど、損傷場所・損傷内容が把握できるようにすること。
- ・ 各点検手法の詳細は、マニュアルを参照にすること。

(3) 報告書作成

① 調書作成、シート作成

- ・ 点検結果をもとに、本市より貸与する渡船施設点検要領に基づき、以下の内容を網羅した詳細点検報告書を作成すること。

【詳細点検報告書】

- | | | | |
|------------|------------|------------|----------|
| ア) 詳細点検報告書 | イ) 損傷一般図 | ウ) 損傷詳細図 | エ) 損傷一覧表 |
| オ) 損傷写真 | カ) 部材番号図 | キ) 履歴診断シート | |
| ク) 管理計画シート | サ) 点検診断シート | | |

- ・ 詳細調査・損傷度判定会議資料についても、各種様式を作成すること。

(4) 打合せ

- ・ 渡船施設点検における打合せは、中間打合せ2回を計上しているが、必要な場合は監督職員と協議の上、変更の対象とする。初回打合せについては【第4号委託】、最終打合せについては【第2号委託】に含まれているものとする。

① 第1回中間打合せ

- ・ 現地踏査に基づき、作成した業務計画書において、打合せを行う。

② 第2回中間打合せ

- ・ 各施設について作成された点検調書に基づき、損傷度判定会議を実施し、損傷度評価の考え方や点検調書に不備がないか等の確認を行う。

【第3号委託】 【河川占用許可工作物の点検業務】

河川占用許可工作物の点検業務とは、本市が管理する橋梁【別表5 点検橋梁リスト】について、治水等の視点から、堤内地への漏水や流水阻害等に繋がる事象などの有無について点検を行い、点検結果を本市が指定する点検結果表にまとめるものである。

(1) 事前準備

- ・ 本市が保有する昨年度の点検結果を貸与するので、点検に先立ち概略的に現地の状況を把握したうえで点検を開始する。
- ・ 点検は、徒歩・目視等により、治水や水防の視点から、堤内地への漏水に繋がる橋梁の防潮高欄と護岸の隙間や、流水阻害に繋がる橋下の不正使用などの課題箇所、或いは橋梁の損傷などについて把握する。
- ・ 点検に際しては、デジタルカメラを持参し、下記に示す箇所を撮影のうえ、課題箇所については、本市が指定する様式④（点検記録簿）にスケッチする。

【橋梁全景】

- ・ 正面（両側から）
- ・ 側面（上下流側から）
- ・ 橋面（単径間の橋梁は不要）
- ・ 桁下状況（徒歩にて寄り付けない橋梁は不要）
- ・ 下部工状況（徒歩にて寄り付けない橋梁は不要）

【課題箇所】

- ・ 治水や水防上の課題箇所
- ・ 橋梁の損傷箇所 など

(2) 点検結果まとめ

- ・ デジタルカメラで撮影したデータは、河川毎、橋梁毎に本市が指定する**様式②③④**（写真台帳）に編集する。
- ・ 点検記録簿（**様式①**）や写真台帳（**様式②③④**）を参照し、本市が指定する**様式⑤⑥⑦⑧**（点検結果表）を作成する。
- ・ 年度末に河川管理者に点検結果を報告するため、監督職員より工期に先行し点検結果表等の提出を求めることがある。
- ・ 本業務は、照査技術者による照査を必要としない。

(3) 打合せ

- ・ 河川占用許可工作物点検における打合せは、中間打合せ1回を計上しているが、必要な場合は監督職員と協議の上、変更の対象とする。
- ・ 初回打合せについては【**第4号委託**】、最終打合せについては【**第2号委託**】に含まれているものとする。

① 第1回中間打合せ

- ・ 作成した業務計画書において、打合せを行う。

【第4号委託】 【大阪市橋梁保全更新計画改定業務】

(1) 既存資料の収集整理

別途貸与する資料（過年度検討資料、過去の点検報告書、工事竣工図書等）をもとに、業務に必要な資料を収集・整理するとともに、現状を十分に把握すること。なお、貸与資料については紛失や損傷に十分注意すること。

(2) 橋梁定期点検についての検討

1) 大阪市橋梁定期点検要領への新技術導入検討

- ・ ドローン点検の対象橋梁の詳細選定

これまで橋梁点検へのドローンの導入について、試行及び検討を進めており橋梁の規模、構造によっては費用縮減効果があることを確認できた。また、過年度業務で費用縮減が見込める特性をフローで整理している。そこで、大阪市管理橋梁の中で、ドローンを用いることで費用縮減が期待できる橋梁と範囲について詳細に選定を行うこと。また、ドク

ーンを導入することによる概算縮減額を算出すること。

・ドローン以外の新技術導入するためのスキーム検討

国として「道路メンテナンス事業補助要領」の改定や「点検支援技術性能カタログ」を取りまとめるなど、新技術の積極的活用を進めているところである。しかしながら費用縮減も同時に求められている現状がある。本市において、ドローンについては費用縮減効果が見込めることから導入できているが、費用以外の効果が得られる新技術（未点検箇所の点検等）については費用の観点から導入できていない現状がある。そこで、費用面以外で効果が得られる新技術を本格運用できる仕組みづくりについて検討を行うこと。また、ドローン以外で導入の可能性のある新技術を選定すること。

2) 詳細調査項目の見直しについて

大阪市において、法定点検以前から定期点検を実施していることから独自で「大阪市橋梁定期点検要領」を策定しており、特徴として詳細点検と詳細調査を同時に実施している。詳細調査として下記 16 項目を整理しているが、法定点検後 3 巡目に入り、過年度の実績を踏まえ再精査が必要になってきている。そこで、詳細調査項目について、全国的な状況を踏まえて、必要項目について整理を行うこと。

※ 調査項目

- ・ 漏水調査 ・ 鋼塗膜調査 ・ コンクリートの健全性調査 ・ RC 床板調査
- ・ アルカリ骨材反応調査 ・ 鋼製橋脚隅角部疲労調査 ・ 塩害調査 ・ 鋼床板疲労調査
- ・ F1 1 T 遅れ破壊調査 ・ 第三者被害抑止調査 ・ BOX 構造内部調査
- ・ 鋼製パイルベント橋脚調査 ・ RC パイルベント橋脚調査 ・ ケーブル詳細調査
- ・ 洗掘状況調査 ・ 金属製高欄の超音波調査

(3) AI 技術導入方針（案）策定による評価・診断のサポート

法定点検後、定期点検の 2 巡目が完了し、点検結果を分析すると診断には技術者個人の経験等によるところが大きいことから、点検結果にばらつきが発生している。これらの解決策として AI 技術を用いた橋梁健全度評価により診断の高度化を図ることが考えられる。そこで、大阪市管理橋梁の特徴や得られる効果、精度を踏まえたうえで既存 AI 技術の導入可否について検討を行うこと。

(4) 定期点検結果を用いた対策優先順位を選定するうえでの評価方法の検討

橋梁の維持管理におけるアセットマネジメントサイクルにおいて、点検結果を用いた健全度の評価を行い管理計画の策定（補修橋梁の選定）を実施することは重要な部分である。しかし、点検結果からでは対策の判断が難しく（特にⅡ判定）、また、現場事務所からの補修要望を含めたうえで優先順位を決めていかななくてはならない。そこで、補修対策優先順位を決定するための評価方法について検討を行うこと。

(5) 「大阪市橋梁定期点検要領」の改定

(2) ～ (4) の内容を踏まえたうえで、「大阪市橋梁定期点検要領」の改定を行うこと。改訂にあたっては国土交通省発行の「道路橋定期点検要領」「橋梁定期点検要領」の改定内

容を踏まえたものとする。

(6) データベースの見直し

1) 橋梁管理図書等の電子化

橋梁図書の書庫で保管している橋梁完成図面について、道路橋梁総合管理システムに格納するための橋梁図書の電子化を行うため、本市が指定する橋梁完成図面の PDF 化及び CAD 化を実施すること。作業内容は以下の通りとする。

- ・ 橋梁図書の書庫で保管している橋梁完成図面（紙資料）について、PDF 化を行うこと。PDF 化は 1 橋あたり図面 3 枚程度で、100 橋ほどを想定している。
- ・ 道路橋梁総合管理システムに格納されている橋梁完成図面（PDF）について CAD 化を行うこと。CAD 化は 1 橋あたり図面 3 枚程度で、10 橋ほどを想定している。

2) 新しいデータ管理手法の提案

【別表 1 点検橋梁リスト】に示す橋梁 1 橋について、通常の点検に加え 3 次元データ取得を基本とした点検を実施し、従来の点検との費用や得られる効果等について比較を行うこと。また、これまでは損傷図や写真による管理が基本であったが、定期点検に 3 次元データを用いるうえでの課題や留意点を整理し、新しい橋梁のデータ管理手法について検討を行うこと。

3) データ整理

橋梁台帳や工事図面、点検結果等のデータ保管方法については、建設局が管理している「道路橋梁総合管理システム」に格納することとしている。しかし、その他のデータ（経過資料、写真、広報資料等）については、外付けハードディスクにて保管することとしている。そこで、それらのデータについて、橋梁ごと（約 800 橋）のフォルダーを作成し、整理すること。

(7) アセットマネジメントサイクルの再構築

本市では点検から補修工事までのアセットマネジメントサイクルを過年度に構築し、計画的に予防保全型の維持管理を実施している。そして、現在の体制を踏まえたうえでマネジメントサイクルの再構築に向けて課題抽出等の検討を進めているところではあるが、1 サイクルが長期間にわたり、そのサイクルを確実かつ効率的に運用するしくみが必要である。その 1 つの手法として外部委託があると考えている。そこで、外部委託による本市の業務状況に即したアセットマネジメントサイクルに事業監理を導入していくうえでの方針について検討を行うこと。また、外部委託の契約期間についても検討を行うこと。

(8) 「大阪市橋梁保全更新委員会」の運営補助

1) 委員会、WG の運営補助

「大阪市橋梁保全更新計画」の改定に向け、学識経験者等の意見聴取のために学識検討会を設立している。本業務では検討会において、会議資料作成等の運営補助を行うこと。なお、学識検討会については本業務委託期間内に 3 回開催することを想定している。

2) 「大阪市橋梁保全更新計画」の全体取りまとめ

「大阪市橋梁保全更新計画」を改定するにあたり、別途発注している案件での検討結果も踏まえ、たうえで全体のとりまとめを行うこと。

(9) 報告書作成

1) 報告書作成

・作成にあたっては、目次を作成のうえインデックスを使用するなど、判別が容易になるように取りまとめること。

2) 「大阪市橋梁保全更新計画」製本

・「大阪市橋梁保全更新計画」を改定し、製本すること。（想定：150P程度 部数20部 想定）

3) 「大阪市橋梁定期要領」製本

・「大阪市橋梁保全更新計画」を改定し、製本すること。（想定：450P程度 部数20部 想定）

3) 個別報告書作成（無線綴じ製本） 5部

- ・冒頭にダイジェスト版を添付すること。作成にあたっては Microsoft Word を基本とし、A4版10枚程度とする。
- ・巻末に参考資料を添付すること。作成にあたっては Microsoft PowerPoint を基本にとりまとめること。
- ・電子データを CD-R または DVD-R で作成し、個別報告書巻末に添付すること。電子データは個別報告書のオリジナルデータ及び PDF データを収めるとともに、英文でダイジェスト版を作成し収めること。
- ・英訳版については国際学会での投稿を予定しているため、その参加について同行及び補助を行うこと。

(10) 打合せ

- ・打合せは、業務着手時及び成果品納入時ならびに中間打合せ10回を基本に行うこと。
- ・協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出すること。
- ・打合せ回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする
- ・本業務の情報収集にあたっては、国土交通省や他都市、国の研究機関等へのヒアリング（5回程度）を想定しており、本市職員と同行すること。また協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出すること。

7. 本業務に従事する者の資格

(1) 管理技術者及び照査技術者

- ・管理技術者・照査技術者は下記ア～エの資格のうちいずれか一つを有していること。
ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコン

クリート」とするものと限る) とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る) とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。

(建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣(旧建設大臣) が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者)

エ RCCM(鋼構造及びコンクリート) の資格を有し、登録を受けている者。

- ・受注者は照査技術者を定め、照査を実施すること。
- ・照査の結果については、業務委託共通仕様書 I-1-1-1-8 に規定する照査報告書としてまとめ、照査技術者の署名押印の上、管理技術者が監督職員に提出すること。
- ・照査技術者は、業務計画書作成時及び報告書作成時に照査報告書を提出すること。
- ・管理技術者と、マニュアルの点検体制に記載している主任橋梁点検員は、兼任することができる。

8. 成果品

- ・成果品については、下記を基本とし、提出にあたっては事前に監督職員の確認を得ること。

【成果品リスト】

業務内容の項目	成果品	部数
本市が管理する駒川橋梁群の詳細点検・詳細調査業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部 ④A4プロテクトファイル 2部
本市が管理する港湾局管理橋梁の詳細点検・詳細調査業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 4部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 4部 ③電子データ 8部 ④A4プロテクトファイル 8部
河川占用許可工作物の点検業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部 ④A4プロテクトファイル 2部
渡船場の施設業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部 ④A4プロテクトファイル 2部
大阪市橋梁保全更新計画の改定業務	個別報告書	①冊子 5冊
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部 ④A4プロテクトファイル 2部

- ・提出する電子データは DVD-R を基本とし、電子データ(③)はA4プロテクトファイル(④)に格納して、A4パイプ式ファイル(②)へ綴じ込むこと。

- ・電子納品については、最新のウイルスチェックを行ったものを提出のこと。
- ・DVD-R へのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の製作イメージは、**別紙 2**を基本とすること。

9. その他

- ・公益通報に関する特記については**別紙 4**のとおりとする。
- ・本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・本特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

点検橋梁リスト【第1号委託】

No.	橋 梁 名	行政区	No.	橋 梁 名	行政区
1	若宮橋	東住吉区	13	随願橋	東住吉区
2	高砂橋	東住吉区	14	松原橋	東住吉区
3	寿橋	東住吉区	15	鷹二橋	東住吉区
4	地友橋	東住吉区	16	鷹匠橋	東住吉区
5	大正橋	東住吉区	17	栄橋	東住吉区
6	天神橋	東住吉区	18	学橋	東住吉区
7	駒川橋	東住吉区	19	鷹合橋	東住吉区
8	東八橋	東住吉区	20	大宮橋	東住吉区
9	百済大橋	東住吉区	21	太鼓橋	東住吉区
10	修徳橋	東住吉区	22	鶴見跨線橋	西成区
11	常德橋	東住吉区	23	大原橋	阿倍野区
12	酒君塚橋	東住吉区	24	帝塚山橋	住吉区

点検橋梁リスト【第2号委託】

No.	橋 梁 名	行政区	No.	橋 梁 名	行政区
1	正平橋	住之江区	3	新木津川大橋南取付高架橋	住之江区
2	新木津川大橋	住之江区	4	新木津川大橋北取付高架橋	大正区

点検橋梁リスト【第3号委託】

No.	橋 梁 名	行政区	No.	橋 梁 名	行政区
1	千歳渡船場	大正区	3	旧渡船場	西区
2	船町渡船場	大正区			

OBAS No.	橋名	区名	走行区分	径間 数	橋長	全幅員	橋面積	詳細点検						詳細調査	
								橋下						面積 計(m2)	塗膜調査 数量 (径間)
								徒歩(梯子)				軌陸車			
								数量(m)	第三者被害 予防措置 の有無	数量(m)	第三者被害 予防措置 の有無	数量(m)	第三者被害 予防措置 の有無		
D	N	N	N												
ES21124	若宮橋	東住吉区	本線	1	6.25	7.00	43.8	43.8					43.8		
ES21125	高砂橋	東住吉区	本線	1	5.73	6.60	37.8	37.8					37.8		
ES21126	寿橋	東住吉区	本線	1	6.35	6.20	39.4	39.4					39.4		
ES21127	地友橋	東住吉区	本線	1	6.40	4.50	28.8	28.8					28.8		
ES21128	大正橋	東住吉区	本線	1	6.30	6.20	39.1	39.1					39.1		
ES21129	天神橋	東住吉区	本線	1	6.30	5.70	35.9	35.9					35.9		
ES21130	駒川橋	東住吉区	本線	1	6.30	7.40	46.6	46.6					46.6		
ES21131	東八橋	東住吉区	本線	1	6.20	2.11	13.1	13.1					13.1	1	
ES21132	百済大橋	東住吉区	本線	1	6.35	15.80	100.3	100.3					100.3		
ES21133	修徳橋	東住吉区	本線	1	5.50	2.10	11.6	11.6					11.6	1	
ES21134	常徳橋	東住吉区	本線	1	5.50	2.10	11.6	11.6					11.6	1	
ES21135	酒君塚橋	東住吉区	本線	1	5.65	2.20	12.4	12.4					12.4	1	
ES21136	随願橋	東住吉区	本線	1	6.40	2.00	12.8	12.8					12.8	1	
ES21137	松原橋	東住吉区	本線	1	6.10	6.00	36.6	36.6					36.6	1	
ES21137	松原橋	東住吉区	側道橋	1	5.10	3.10	15.8	15.8					15.8	1	
ES21137	松原橋	東住吉区	側道橋	1	5.10	1.54	7.9	7.9					7.9	1	
ES21138	鷹二橋	東住吉区	本線	1	5.98	2.00	12.0	12.0					12.0	1	
ES21139	鷹匠橋	東住吉区	本線	1	5.98	2.20	13.2	13.2					13.2	1	
ES21140	栄橋	東住吉区	本線	1	6.50	8.55	55.6	55.6					55.6	1	
ES21140	栄橋	東住吉区	側道橋	1	6.50	2.10	13.7	13.7					13.7		
ES21140	栄橋	東住吉区	側道橋	1	6.50	2.05	13.3	13.3					13.3		
ES21141	学橋	東住吉区	本線	1	6.80	6.80	46.2	46.2					46.2		
ES21142	鷹合橋	東住吉区	本線	1	5.70	2.00	11.4	11.4					11.4	1	
ES21143	大宮橋	東住吉区	本線	1	6.55	4.50	29.5	29.5					29.5	1	
ES21144	太鼓橋	東住吉区	本線	1	6.65	2.00	13.3	13.3					13.3	1	
S22059	鶴見跨線橋	西成区	本線	1	14.60	6.10	89.1				89.1		89.1	1	
S19045	大原橋	阿倍野区	本線	1	17.50	4.10	71.8		31.3		40.5		71.8	1	
S20046	帝塚山橋	住吉区	本線	1	14.25	21.60	307.8				307.8		307.8	1	
	合計							701.7	0.0	31.3	0.0	437.4	0.0	1170.4	17

OBAS No.	橋名	区名	走行区分	径間 数	橋長	全幅員	橋面積	詳細点検																	面積 計(m ²)	橋上		塗膜調査 数量 (径間)	
								橋下																		リフト車			
								徒歩(梯子)		リフト車												橋梁点検車		船上					
										H=12m		H=17m				H=22.3m		H=27m		H=40m		BT-400							
								数量(m) D	第3者被害 予防措置 の有無	数量(m) N	第3者被害 予防措置 の有無	数量(m) D	第3者被害 予防措置 の有無	数量(m) N	第3者被害 予防措置 の有無	数量(m) N	第3者被害 予防措置 とセット	数量(m) D	第3者被害 予防措置 の有無	数量(m) D	第3者被害 予防措置 の有無	数量(m) N	第3者被害 予防措置 の有無	数量(m) D		警戒船の 有無			
W08043	新木津川大橋北取付高架橋	大正区	本線	17	880.96	13.75	12,113.2	790.2				1,580.4		5,531.5		4,156.0				55.0					12113.2			2	
S25071	新木津川大橋	住之江区	本線	3	495.00	12.25	6,063.8													6,063.8					6063.8	2,633.80	2		
S25072	新木津川大橋南取付高架橋	住之江区	本線	10	721.00	10.725	7,732.7	612.5		245.0		1,837.5					1,225.0		1,534.2		2,278.5				7732.7			2	
S25014	正平橋	住之江区	本線	1	61.00	18.20	1,110.2																1,110.2	1,110.20			1		
	合計							1,402.7	0.0	245.0	0.0	3,417.9	0.0	5,531.5	0.0	4,156.0	0.0	1,225.0	0.0	1,589.2	0.0	8,342.3	0.0	1,110.2	0.0	27019.9	1,110.2	2,633.8	7

対象施設及び業務項目一覧表

別表3-①

施設名称	所在地		構造等		材質・規格等			建設年		改修履歴等
千歳渡船場	左岸 (詰所)	大正区北恩加島2丁目5番25号	可動棧橋		主桁:鋼製 橋面:PC板	8.9×1.4×1.0 (高欄高)	1986	昭和61年	平成17年	
			固定棧橋		鋼製 基礎:H鋼	74.2㎡×1.2 (高欄高)	1993	平成5年		
			台船		材質:鋼製 面:モルタル	12.0×6.0×1.45	1994	平成6年	平成17年	
			台船係留施設	シンカーチェーン	24mm×30.5m	2本	2009	平成21年		
	右岸 (対岸)	大正区鶴町4丁目1番69号	可動棧橋		主桁:鋼製 橋面:PC板	8.5×1.4×1.0 (高欄高)	1986	昭和61年	平成17年	
			台船		材質:鋼製 面:薄層	12.0×6.0×1.0	2005	平成17年		
			台船係留施設	シンカーチェーン	24mm×30.5m	2本	2009	平成21年		
			台船係留施設	ブイ(チェーン)	Φ1400 ポリエチレン	h=1.0m (二又)	2005	平成17年		
船町渡船場	右岸 (詰所)	大正区鶴町1丁目16番61号	可動棧橋		主桁:鋼製 橋面:薄層	8.4×1.6×1.2 (高欄高)	2009	平成21年		
			台船		材質:鋼製 面:薄層	7.0×5.0×1.0	2008	平成20年		
			予備台船		材質:鋼製 面:薄層	7.0×5.0×1.0	2010	平成22年		
			台船係留施設	鋼管杭	Φ400 t=12~16mm h=21.5m	2本	2013	平成15年		
			台船係留施設	チェーン	24mm×23.5m	1本	2008	平成20年		
			係留施設	係留杭	Φ400 t=12~16mm h=21.5m	2本	2003	平成15年		
	左岸 (対岸)	大正区船町1丁目3番117号	可動棧橋		主桁:鋼製 橋面:薄層	7.5×1.6×1.2 (高欄高)	2010	平成22年		
			台船		材質:鋼製 面:薄層	12.5×3.0×1.0	2008	平成20年		
			台船係留施設	鋼管杭	Φ400 t=12~16mm h=21.5m	3本	2003	平成15年		
			台船係留施設	チェーン	24mm×24.0m	1本	2008	平成20年		
旧渡船場	右岸	西区本田1丁目地先	台船係留施設	鋼管杭	不明	4本	不明	不明		

※可動棧橋、固定棧橋、台船（浮棧橋）の点検面積については、別表4-②を参考とすること。

対象施設及び業務項目一覧表

別表3-②

No.	橋名	区名① (右岸)	区名② (左岸)	交差河川名	詳細点検 (陸上)						
					可動・固定栈橋、台船(浮栈橋)、連絡スロープ						
					徒歩(梯子)			船上		面積 計(m ²)	
					数量(m)	第三者 被害予 防措置 とセッ ト	数量(m)	第三者 被害予 防措置 とセッ ト	数量(m)		警戒船の 有無
D	N			D							
1	千歳渡船場	大正区	1930	大正内港	639.5						639.50
2	船町渡船場	大正区	1925	木津川運河	392.9						392.91
合計					1,032.4	0	0	0	0	0	1,032.41

関係機関協議先

【第1号委託】

No.	機関名	No.	機関名
1	東住吉警察署	3	南海電気鉄道株式会社
2	市河川課		

【第2号委託】

No.	機関名	No.	機関名
1	大正警察署	5	大阪住吉漁協
2	住之江警察署	6	関西電力(株)
3	大阪港湾局	7	中山興産(株)
4	大阪海上保安監部		

【第3号委託】

No.	機関名	No.	機関名
1	西大阪治水事務所	4	タイヨウ汽船(株)
2	河川・渡船管理事務所	5	アスト(株)
3	大阪海上保安監部	6	サンアグロ(株)

点検橋梁リスト

【淀川河川事務所】	【西大阪治水事務所(続き)】	【寝屋川水系改修工営所(続き)】			
・福島出張所	・左門殿川	101 新喜多大橋	158 北新喜島橋	216 生野橋	
1 新十三大橋	51 左門小橋(左岸のみ)	102 朝日橋	159 新喜島橋	217 湯上橋	
2 十三大橋	・六軒家川	103 嶋野橋	160 南放出橋	218 開橋	
3 新淀川大橋	52 朝日橋	104 古堤橋	161 南新喜島橋	219 宮前橋	
・毛馬出張所	53 六軒家橋	105 徳庵小橋	162 天永橋	220 内代橋	
4 江口橋	54 春日出橋	106 徳庵上小橋	163 天王田大橋	221 生野俊徳橋	
5 長柄橋	55 嬉ヶ崎橋	107 徳庵南小橋	164 左専道大橋	222 大池橋	
6 長柄バイパス	・大川	108 徳庵下小橋	165 新永田橋	223 俊徳橋	
7 長柄小橋	56 開運橋	109 徳庵橋	166 永田中橋	224 万才橋	
8 毛馬橋	57 飛翔橋	110 今津諸口橋	167 永田大橋	225 奥田橋	
9 菅原城北大橋	58 都島橋	111 今津橋	168 永田新橋	226 耕整橋	
10 豊里大橋	59 源八橋	112 放出大橋	169 永田小橋	227 御幸橋	
【大和川河川事務所】	60 川崎橋	113 三荘橋	170 片二橋	228 猪飼野新橋	
11 阪堺大橋	61 天満橋	・第二寝屋川	171 新地橋	229 寿橋	
12 大和橋	62 新天満橋	114 昭明橋取付道路	172 今里中川橋	230 千歳橋	
13 吾彦大橋	63 友瀨橋	115 弁天橋	173 東橋	231 栄橋	
14 行基大橋	64 春風橋	116 大阪城新橋	174 高砂橋	232 咲花橋	
15 下高野橋	・堂島川	117 新嶋野橋	175 新今里橋	233 今橋	
16 瓜破大橋	65 天神橋	118 古大和橋	176 東中川橋	234 北今橋	
17 高野大橋	66 難波橋	119 阪東小橋	177 翠岩橋	235 神子橋	
18 明治橋	67 銚流橋	120 阪東大橋	178 中川橋	236 中竹瀨橋	
19 第一新明治橋	68 水晶橋	121 専永小橋	179 長木橋	237 下竹瀨橋	
【西大阪治水事務所】	69 大江橋	122 専永橋	180 地蔵橋	238 樋之尻橋	
・土佐堀川	70 中之島GB	123 新永小橋	181 広田橋	239 京町橋	
20 梅檀木橋	71 渡辺橋	124 新永橋	182 北巽橋	240 憩橋	
21 淀屋橋	72 田蓑橋	125 天一橋	183 巽橋	241 市町橋	
22 錦橋	73 玉江橋	126 天二橋	184 下丁ノ田橋	242 市浜橋	
23 肥後橋	74 堂島大橋	127 城運橋	185 上丁ノ田橋	243 余慶橋	
24 筑前橋	75 上船津橋	128 新運橋	186 上柳原橋	244 慶楽橋	
25 常安橋	76 船津橋	129 新開橋	187 上高室橋	245 平野市橋	
26 越中橋	・尻無川	130 嶋野大橋	188 伊予目橋	246 積善橋	
27 土佐堀橋	77 岩松橋	131 上城見橋	189 大地橋	247 積善小橋	
28 湊橋	78 岩崎橋	132 新城見橋	190 四条橋	248 安泰橋	
・神崎川	・木津川	133 下城見橋	191 水時橋	249 両国橋	
29 西江口橋	79 昭和橋	134 昭明橋	192 上水時橋	250 平野川小橋	
30 北江口橋	80 木津川橋	135 放出駅東橋	193 中桑原橋	251 平野川大橋	
31 小松橋	81 木津川大橋	・平野川分水路	194 上桑原橋	252 新平野川橋	
32 緑風橋	82 大涉橋	136 神路大橋	195 馬場先橋	・古川	
33 新大吹橋	83 松島橋	137 朝釜橋	196 鳥居先橋	253 葭田橋	
34 大吹橋	84 伯楽橋	138 大門橋	・平野川	254 古宮橋	
35 十八条大橋	85 千代崎橋	139 禰宜橋	197 日吉橋	255 古川大橋	
36 三国橋	86 大阪ドーム前歩道橋	140 宝栄橋	198 城東大橋	256 東三荘橋	
37 神洲橋(左岸のみ)	87 大正橋	141 内代橋	199 城東橋	257 中茶屋橋	
38 毛斯倫大橋	88 大浪橋	142 甲橋	200 中本橋	258 徳栄橋	
39 神崎橋	89 千本松大橋	143 松森橋	201 玉津橋	259 柳本小橋	
40 千船大橋	【寝屋川水系改修工営所】	144 門田橋	202 丸一橋	260 柳本橋	
41 千北橋	・寝屋川	145 新道橋	203 入船橋	・安威川	
42 城島小橋	90 京橋南歩道橋	146 五反田橋	204 平戸橋	261 上高浜橋	
43 城島橋	91 大阪城京橋	147 大里橋	205 劔橋		
44 榎木橋(取付道路)	92 北橋	148 今里大橋	206 南弁天橋		
45 出来島西歩道橋	93 片町橋	149 本五橋	207 城見橋		
46 大豊橋(取付加-7°)	94 大坂橋	150 片江新橋	208 衛門橋		
・西島川	95 京橋	151 片江小橋	209 睦橋		
47 西島橋	96 寝屋川橋	152 片江橋	210 都橋		
48 両島橋	97 寝屋川大橋	153 片江七福橋	211 昭和橋		
49 中島大野西島川高架橋	98 寝屋川歩道橋	154 寿橋	212 庚申橋		
・中島川	99 極楽橋	155 片一橋	213 生中橋		
50 中島新橋	100 新喜多橋	156 放出橋	214 宮下橋		
		157 放出新橋	215 眼鏡橋		

点検橋梁リスト

【河川課】

•城北川	317 汐見橋	•今川	•細江川
262 東友淵橋	318 日吉橋	374 生和橋	427 御抜橋
263 大東橋	319 浮庭橋	375 鳴戸橋	428 岸辺橋
264 赤川橋	•駒川	376 蜷橋	429 長峽橋
265 西浪橋	320 北ノ山橋	377 杭全1号橋	430 江川橋
266 香蘭橋	321 東口橋	378 櫛橋	431 新橋
267 西中宮橋	322 五輪橋	379 杭全2号橋	432 万才橋
268 東中宮橋	323 東浦橋	380 撫子橋	433 新高橋
269 旭江野橋	324 新桑津橋	381 北育和橋	434 千躰橋
270 西大宮橋	325 南口橋	382 育和橋	435 阪之井橋
271 東大宮橋	326 駒川1号橋 (桑の実橋)	383 堇橋	436 細江橋
272 大宮小橋	327 駒川桜橋	384 平和橋	437 龍之橋
273 古市橋	328 駒川3号橋	385 さくし	438 一ツ橋
274 新森小路橋	329 駒川4号橋	386 さつき	439 新墨江橋
275 新森小橋	330 駒川5号橋	387 駒鳥橋	•十三間川
276 北堇橋	331 駒川6号橋	388 清水橋	440 土屋橋
277 中堇橋	332 駒川7号橋	389 梅花橋	441 住之江橋
278 南堇橋	333 新光橋	390 今六小橋	442 住之江小橋
279 今福北橋	334 東明橋	391 今六橋	443 成清橋
280 大喜橋	335 さくら新橋	392 川島橋	
281 今福大橋	336 北田辺橋	393 長寿橋	
282 今福中橋	337 駒川9号橋	394 川原橋	
283 新今福中橋	338 東交橋	395 希望橋	
284 南今福橋	339 駒川10号橋	396 中吉橋	
285 堇小橋	340 今三橋	397 平等橋	
286 フォールブリッジ	341 西今川橋	398 中島大橋	
•長瀬川	342 加美寿橋	399 桜橋	
287 新田橋	343 文化橋	400 楯原橋	
288 皆喜橋	344 福橋	401 緑橋	
•東横堀川	345 京橋	•鳴門川	
289 船場東取付高架橋	346 耕整橋	402 栄橋	
290 農人橋	347 潤橋	403 幸福橋	
291 葭屋橋	348 触合橋	404 育英橋	
292 今橋	349 上辻橋	405 恵橋	
293 高麗橋	350 大平橋	406 今川2号橋	
294 平野橋	351 都橋	407 東今川橋	
295 大手橋	352 繁栄橋	408 中野小橋	
296 本町橋	353 若宮橋	409 中野橋	
297 久宝寺橋	354 高砂橋	410 東平和橋	
298 安堂寺橋	355 寿橋	•空港放水路	
299 末吉橋	356 地友橋	411 三木本橋	
300 九之助橋	357 大正橋	•加美巽川	
301 東堀橋	358 天神橋	412 下一本木橋	
302 瓦屋橋	359 駒川橋	413 記念橋	
303 上大和橋	360 東八橋	414 下宮ノ前橋	
•道頓堀川	361 百済大橋	415 下足代橋	
304 下大和橋	362 修徳橋	416 西足代橋	
305 日本橋	363 常徳橋	417 下女辻橋	
306 相合橋	364 酒君塚橋	418 矢柄橋	
307 太左衛門橋	365 隋願橋	419 下馬菰橋	
308 戎橋	366 松原橋	420 上馬菰橋	
309 道頓堀橋	367 鷹二橋	421 行当橋	
310 新戎橋	368 鷹匠橋	•住吉川	
311 大黒橋	369 栄橋	422 亀の甲橋	
312 深里橋	370 学橋	423 姫松橋	
313 住吉橋	371 鷹合橋	424 住之江大橋	
314 西道頓堀橋	372 大宮橋	425 真住橋	
315 幸橋	373 太鼓橋	426 柴谷橋	
316 幸西橋			

令和6年度 点検記録簿

点検日:令和 年 月 日

河川名: 橋梁名: (橋梁リスト番号)

占有者名:大阪市建設局道路河川部橋梁課

写真番号	点検項目	状況	損傷度	個所図(方位、上下流等を記入)	処置欄
1			a b c	(平面) (備考) 	(処置) ・ 応急処置(直営工事) ・ 応急処置(請負工事) ・ 処置済み(直営工事) ・ 処置済み(請負工事) ・ 橋梁課へ処置要望 ・ 経過観察 ・ その他() (処置日)
2			a b c	(平面) (備考) 	(処置) ・ 応急処置(直営工事) ・ 応急処置(請負工事) ・ 処置済み(直営工事) ・ 処置済み(請負工事) ・ 橋梁課へ処置要望 ・ 経過観察 ・ その他() (処置日)
3			a b c	(平面) (備考) 	(処置) ・ 応急処置(直営工事) ・ 応急処置(請負工事) ・ 処置済み(直営工事) ・ 処置済み(請負工事) ・ 橋梁課へ処置要望 ・ 経過観察 ・ その他() (処置日)

51

損傷度ランク (治水上)

- a 支障をきたし早急な対応が必要
- b 支障をきたし対応が必要
- c 経過観察が必要

点検項目

- ① 橋梁と取付護岸部の異常(目地開き、ひびわれ)
- ② 橋台と全面護岸の異常(目地開き、ひびわれ等)
- ③ 橋脚と周囲の異常(ひびわれ、洗掘等)
- ④ 不正使用・不正物件の有無
- ⑤ 落書き・雑草等の状況
- ⑥ 橋面の異常(伸縮、舗装、高欄等)
- ⑦ 上部工の異常(桁、床板、塗装等)
- ⑧ その他

状況写真その1 (上下流の側面及び橋面)

撮影日；令和 年 月 日

河川名

整理番号 橋梁名

写真の方向

撮影した方向に○をつけて下さい。

橋を側面（横）から見た写真

※形態に変更なければ再利用してください。

A

川

橋

北⇒南 南⇒北

東⇒西 西⇒東

側面

河川名

整理番号 橋梁名

写真の方向

撮影した方向に○をつけて下さい。

橋を側面（横）から見た写真

※形態に変更なければ再利用してください。

B

川

橋

北⇒南 南⇒北

東⇒西 西⇒東

側面

河川名

整理番号 橋梁名

写真の方向

川の流れの方向（下流側）をみて右側が右岸、左側が左岸
（わからなければ東西南北どちらからの撮影かを○）

橋面の写真

※形態に変更なければ再利用してください。

C

川

橋

右岸・左岸から撮影

東 西 南 北 から撮影

橋面

状況写真その2 (損傷等個所写真)

撮影日：令和 年 月 日

点検結果集計表の損傷番号 1 の写真

河川名

整理番号 橋梁名

損傷の内容、伸縮装置の異常、舗装損傷など

損傷の数量、L=○m、○m×○m、A=○m³など

※損傷がない場合は【特になし】と記入してください。

損傷番号 1

川

橋

点検結果集計表の損傷番号 2 の写真

河川名

整理番号 橋梁名

損傷の内容、伸縮装置の異常、舗装損傷など

損傷の数量、L=○m、○m×○m、A=○m³など

※損傷がない場合は【特になし】と記入してください。

損傷番号 2

川

橋

点検結果集計表の損傷番号 3 の写真

河川名

整理番号 橋梁名

損傷の内容、伸縮装置の異常、舗装損傷など

損傷の数量、L=○m、○m×○m、A=○m³など

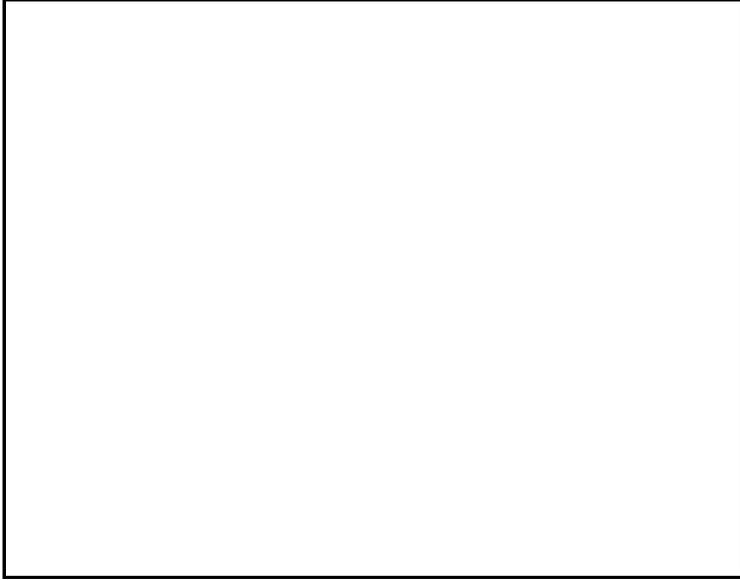
※損傷がない場合は【特になし】と記入してください。

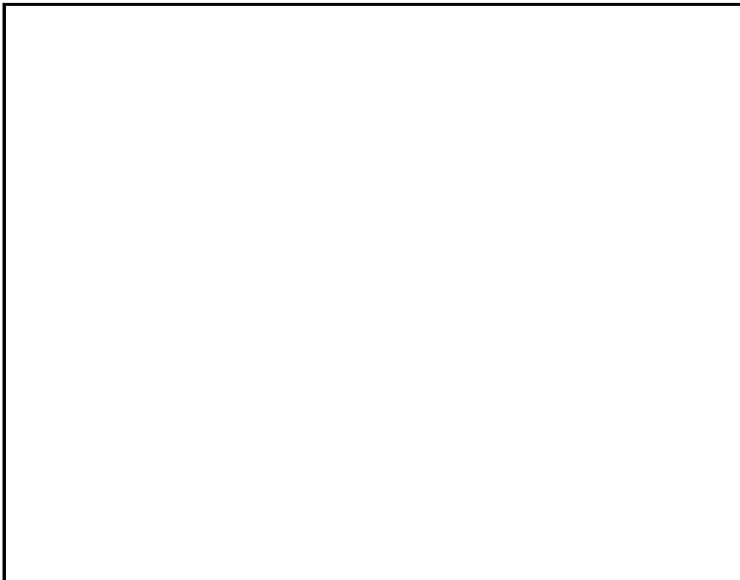
損傷番号 3

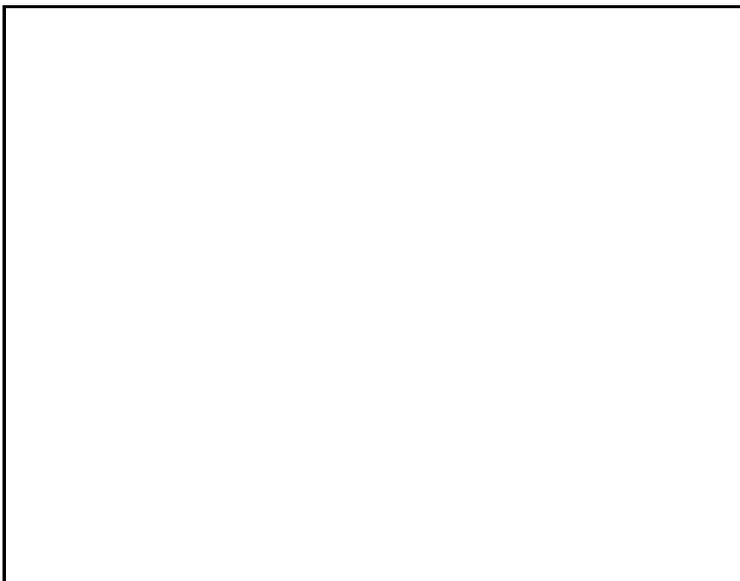
川

橋

写真







状況写真台帳

橋梁名	OBASNo		
路線名	所在地		
		写真番号	
		位置	
		部材名称	
		部材番号	
		損傷の種類	
		評価区分	
		メモ	
		写真番号	
		位置	
		部材名称	
		部材番号	
		損傷の種類	
		評価区分	
		メモ	
		写真番号	
		位置	
		部材名称	
		部材番号	
		損傷の種類	
		評価区分	
		メモ	

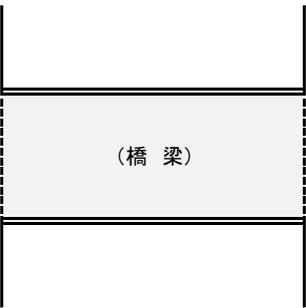
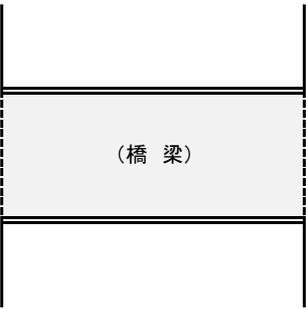
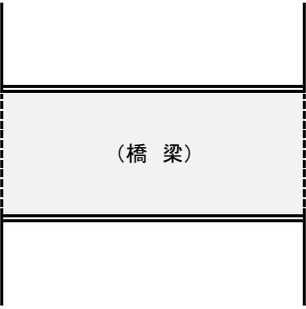
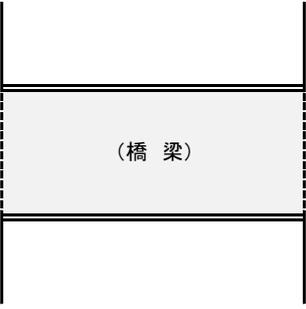
令和6年度 点検結果表

点検日：令和 年 月 日

河川名：川

橋梁名：橋

占有者名：大阪市建設局道路河川部橋梁課

写真 番号	点検項目	具体的な状況	損傷度	個所図(方位、上下流等を記入)		処置欄	
						計画	実施(応急措置除く)
1				(平面) 	(備考)	(方法) ・ その他() (予定時期)	(方法) ・ その他() (実施時期)
2				(平面) 	(備考)	(方法) ・ その他() (予定時期)	(方法) ・ その他() (実施時期)
3				(平面) 	(備考)	(方法) ・ その他() (予定時期)	(方法) ・ その他() (実施時期)
4				(平面) 	(備考)	(方法) ・ その他() (予定時期)	(方法) ・ その他() (実施時期)

◆橋梁 点検結果表

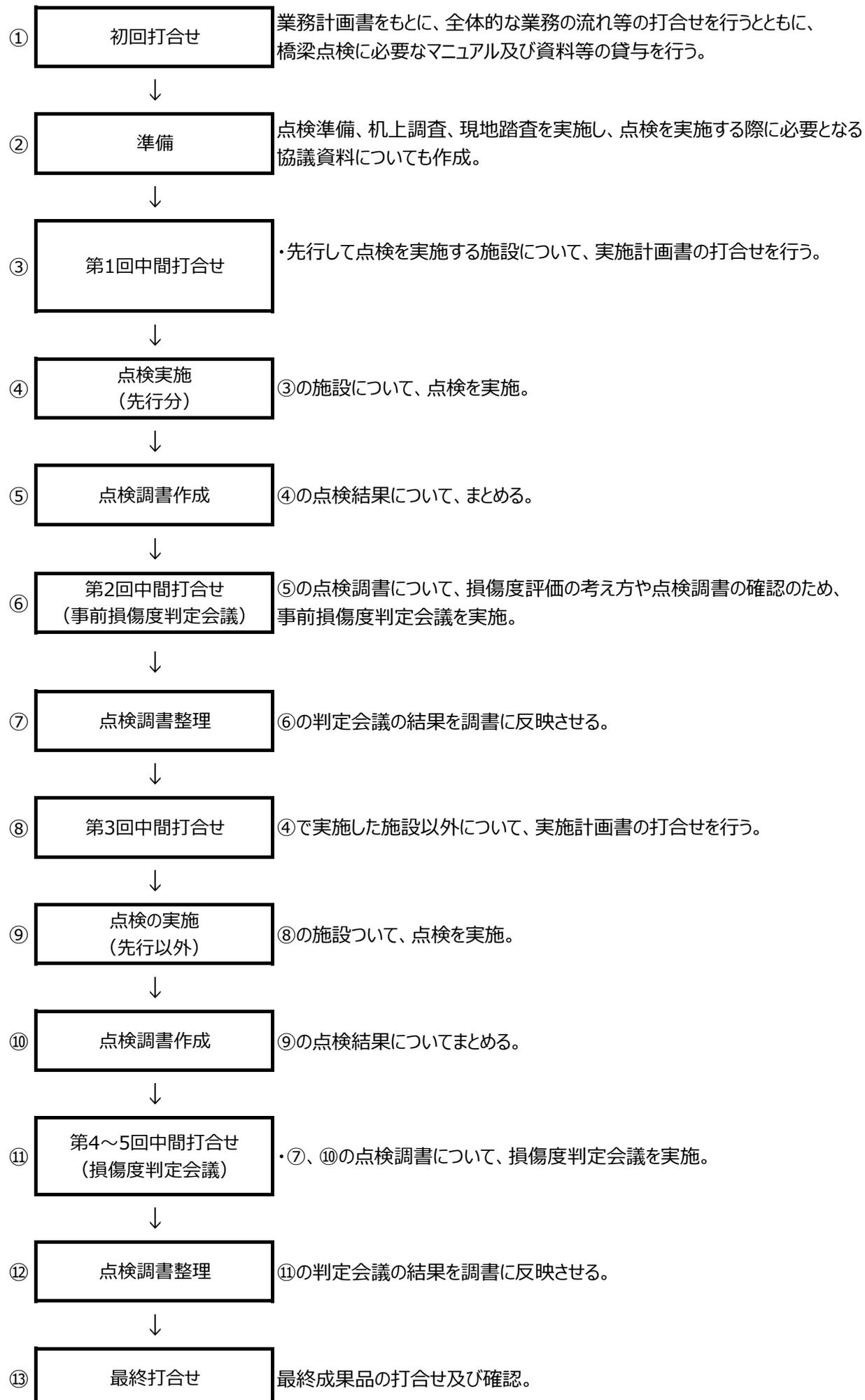
令和 年 月 日作成

施設名		施設の所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日	
路線名		構造令適合の有 無		橋長		径間数	
施設管理者	機関名	担当部署(局・部・課・係まで)		担当者役職	担当者氏名		点検年月日
	住所	電話番号、FAX		E-mail			
点検項目		確認内容 (□:チェックボックス)			点検結果		
					○:問題なし ×:問題あり -:該当なし	問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載	
上部工の施設状況		<input type="checkbox"/> 上部工の状況を確認(塗装を含む)し、河川及び周辺への影響の有無を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
下部工の施設状況		<input type="checkbox"/> 下部工の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
取付護岸(根固め含む)維持状況		<input type="checkbox"/> 破損、陥没、空洞化、吸い出し等がないか護岸の状況を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
高水敷保護工の維持状況		<input type="checkbox"/> ピア及び低水護岸の維持状況を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
上下流の河床洗掘の状況		<input type="checkbox"/> 占用している低水護岸や護床工等に影響を与えるおそれがある河床洗掘がないか <input type="checkbox"/> その他:					
橋脚の根入れの状況等		<input type="checkbox"/> 根入れの状況について、測量または目視により確認 <input type="checkbox"/> その他:					
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況		<input type="checkbox"/> 情報連絡体制表を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
橋梁の点検体制の状況		<input type="checkbox"/> 出水期前に点検要領等に基づき実施しているか <input type="checkbox"/> その他:					
占用地の清掃・除草の実施状況		<input type="checkbox"/> 占用地の清掃・除草がされているか(実施時期:) <input type="checkbox"/> その他:					
その他施設管理状況		<input type="checkbox"/> ピア等に付着している流木等の状況、ゴミ等の投棄がないか、添架物に異常がないか <input type="checkbox"/> その他:					
第三者の安全確保状況		<input type="checkbox"/> 第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋、立入防止措置等) <input type="checkbox"/> その他:					
その他()		<input type="checkbox"/> 河川占用許可標識設置状況について <input type="checkbox"/> その他:					
前回の指摘事項及び不具合の内容					改善の有無及び内容		
備考							

◆橋梁 点検結果表

施設名		所在地		河川距離標 (左・右岸)		完成年月日	
路線名		構造令適合の有 無		橋長		径間数	
施設管理者	機関名	担当課	電話番号		点検年月日	点検者	役職
点検項目		確認内容 (□:チェックボックス)			点検結果		
					○:問題なし ×:問題あり -:該当なし	問題がある場合は具体的内容及びその対応を記載	
上部工の施設状況		<input type="checkbox"/> 上部工の状況を確認(塗装を含む)し、河川及び周辺への影響の有無を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
下部工の施設状況		<input type="checkbox"/> 下部工の状況を確認し、河川及び周辺への影響の有無を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
取付護岸(根固め含む)維持状況		<input type="checkbox"/> 破損、陥没、空洞化、吸い出し等がないか護岸の状況を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
高水敷保護工の維持状況		<input type="checkbox"/> ピア及び低水護岸の維持状況を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
上下流の河床洗掘の状況		<input type="checkbox"/> 占用している低水護岸や護床工等に影響を与えるおそれがある河床洗掘がないか <input type="checkbox"/> その他:					
橋脚の根入れの状況等		<input type="checkbox"/> 根入れの状況について、測量または目視により確認 <input type="checkbox"/> その他:					
出水時及び異常時の情報連絡体制等の整備状況		<input type="checkbox"/> 情報連絡体制表を確認 <input type="checkbox"/> その他:					
橋梁の点検体制の状況		<input type="checkbox"/> 出水期前に点検要領等に基づき実施しているか <input type="checkbox"/> その他:					
占用地の清掃・除草の実施状況		<input type="checkbox"/> 占用地の清掃・除草がされているか(実施時期:) <input type="checkbox"/> その他:					
その他施設管理状況		<input type="checkbox"/> ピア等に付着している流木等の状況、ゴミ等の投棄がないか、添架物に異常がないか <input type="checkbox"/> その他:					
第三者の安全確保状況		<input type="checkbox"/> 第三者に対して危険がないか(転落防止柵、管理橋、立入防止措置等) <input type="checkbox"/> その他:					
その他()		<input type="checkbox"/> 河川占用許可標識設置状況について <input type="checkbox"/> その他:					
前回の指摘事項の内容				改善の有無及び内容			
備考							

点検業務の流れ(第1号委託、第2号委託)



成果品の製作イメージ

DVD-R



収納ケース

	○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ 業務委託	委託名称 : ○○○
		橋梁頭文字 : ○～○
		完成年月日 : ○○○

特記仕様書

交通安全管理

1. 本業務に配置する交通誘導警備員は、「警備業法」に基づく「警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日 国家公安委員会規則第 20 号）」の規定どおり、交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）を規制箇所毎に 1 名以上配置することとする。
2. 受注者は、業務計画書の交通管理の項に、規制状況別に交通誘導警備員（交通誘導警備員 A、交通誘導警備員 B）の配置状況を明記するとともに、配置する検定合格者の交通誘導警備検定合格証の写し（カラー）を別紙様式により添付するものとする。
3. 受注者は、員数及び交通誘導警備員 A の配置状況が分かる写真を撮影することとする。
4. 受注者は、交通誘導警備員 A を配置する上で、監督職員に交通誘導警備業務検定合格証の提示を求められたときは、これに協力することとする。

交通誘導警備検定合格証（写し）の貼付様式

表 面
裏 面

交通誘導警備検定合格証（写し）の貼付様式

表面	
(表)	
第 号	
合 格 証 明 書	
警備業務の種類及び検定の区分	
写 真	住 所
(押 出 し)	(年 月 日生)
(ス タ ン プ)	
年 月 日	公安委員会 印

見 本

裏面	
(裏)	
備考	
見 本	

交通誘導状況写真撮影要領

撮影項目

- ・ 総配置員数が分かるもの。
- ・ 誘導状況が分かるもの。
- ・ 交通誘導警備員Aを配置する必要がある路線は、現場における配置状況及び、検定合格証の携帯状況が分かるもの。

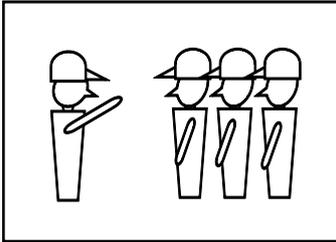
撮影頻度

- ・ 総配置員数写真については、路線毎とする。
- ・ 誘導状況写真については、路線毎かつ、工種毎に代表する配置箇所とする。
- ・ 検定合格証の携帯状況写真については、路線毎とする。

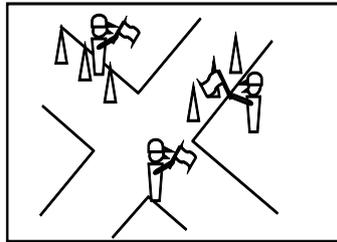
その他

- ・ 上記によりがたい場合については、監督職員と協議するものとする。

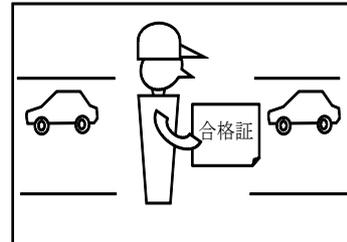
撮影例



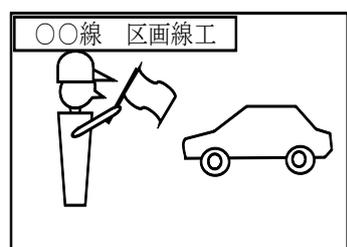
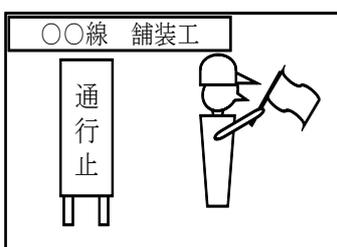
*総人数が分かるもの
(現場での安全ミーティング等)



*総人数が分かるもの



*現場における検定合格証の
携帯状況が分かるもの



*誘導状況が分かるもの。

特記仕様書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

特記仕様書

1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

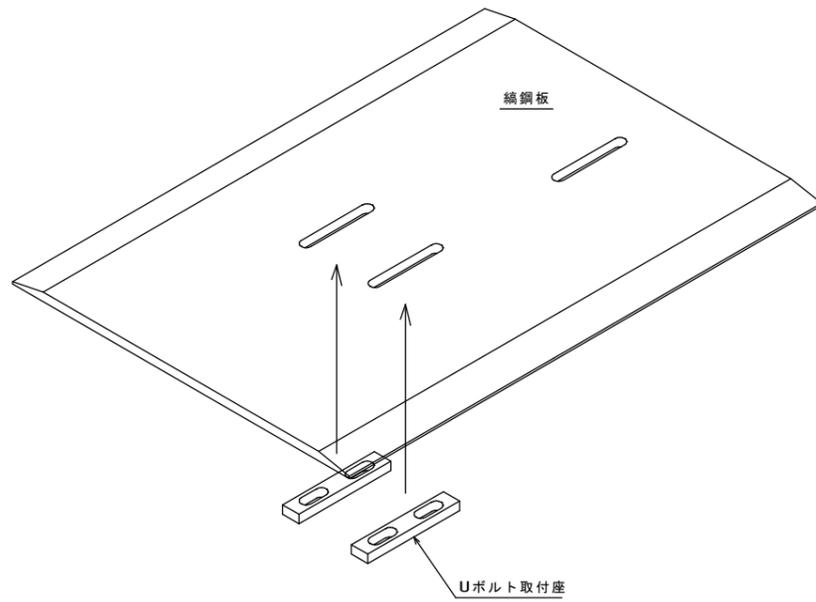
5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

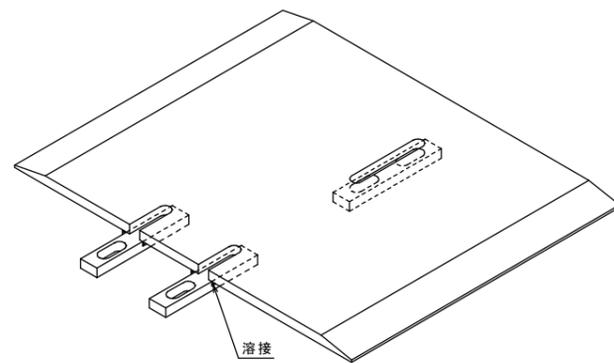
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

敷鉄板イメージ図

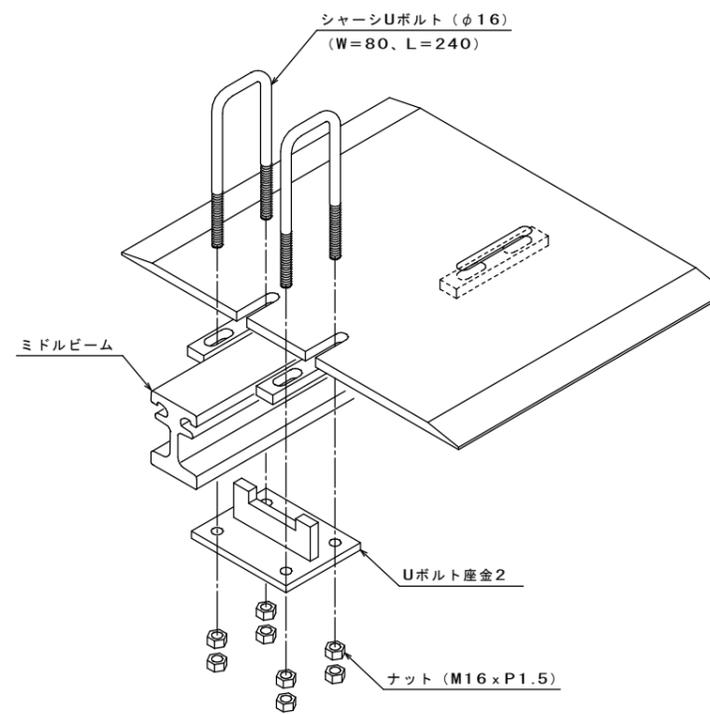
縞鋼板座取付図1



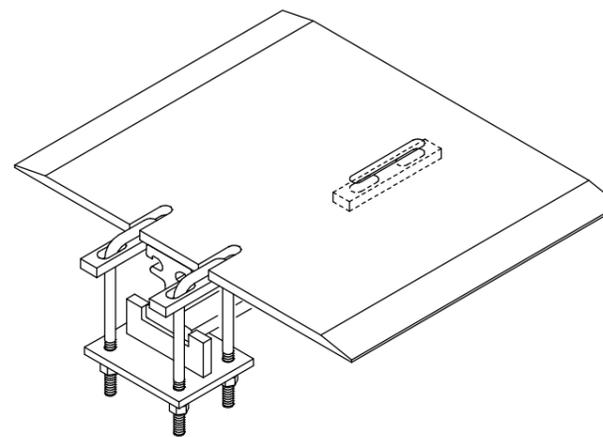
縞鋼板座取付図2



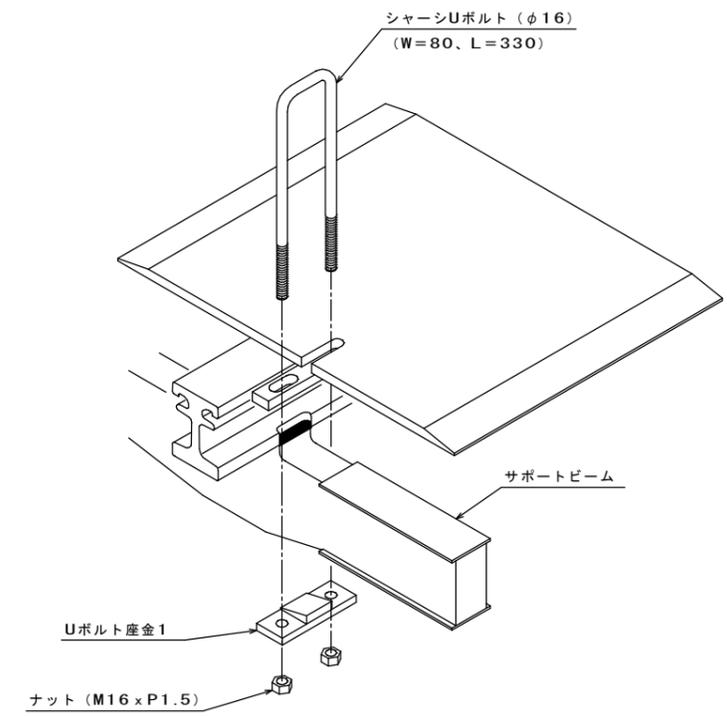
ミドルビーム部取合図1



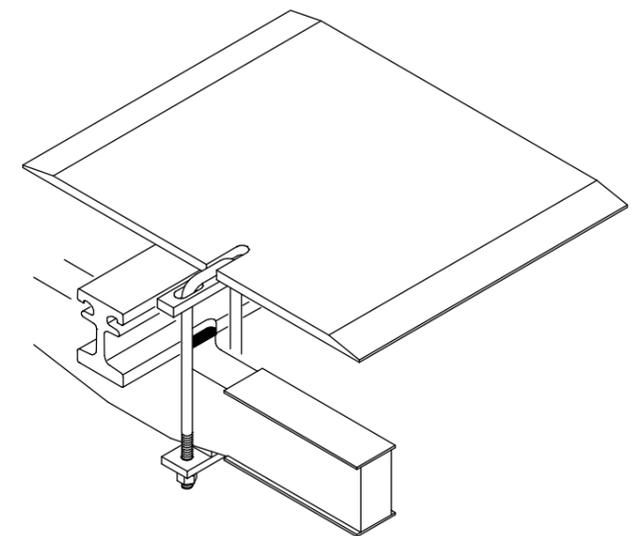
ミドルビーム部取合図2



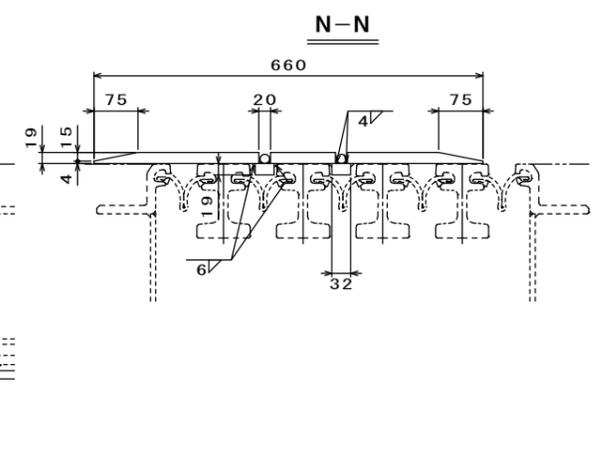
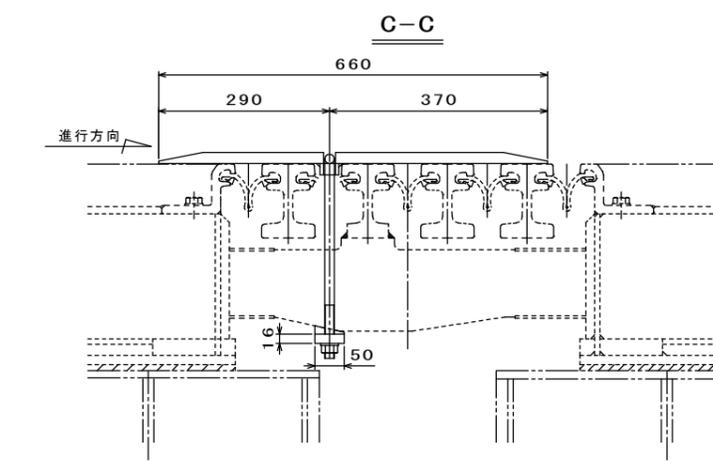
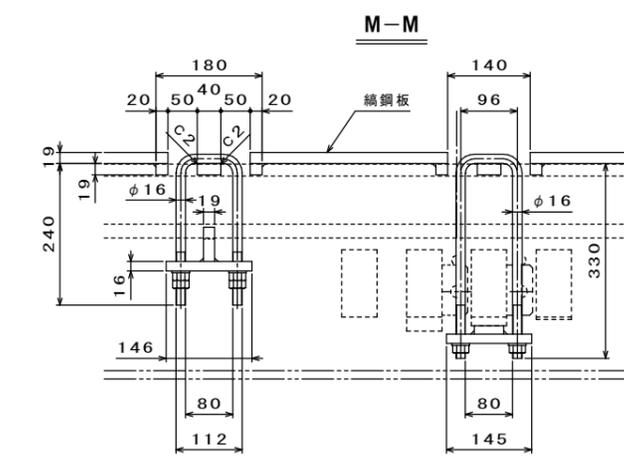
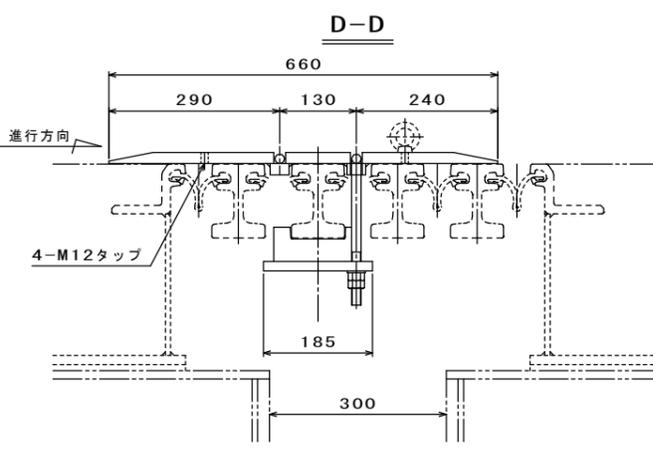
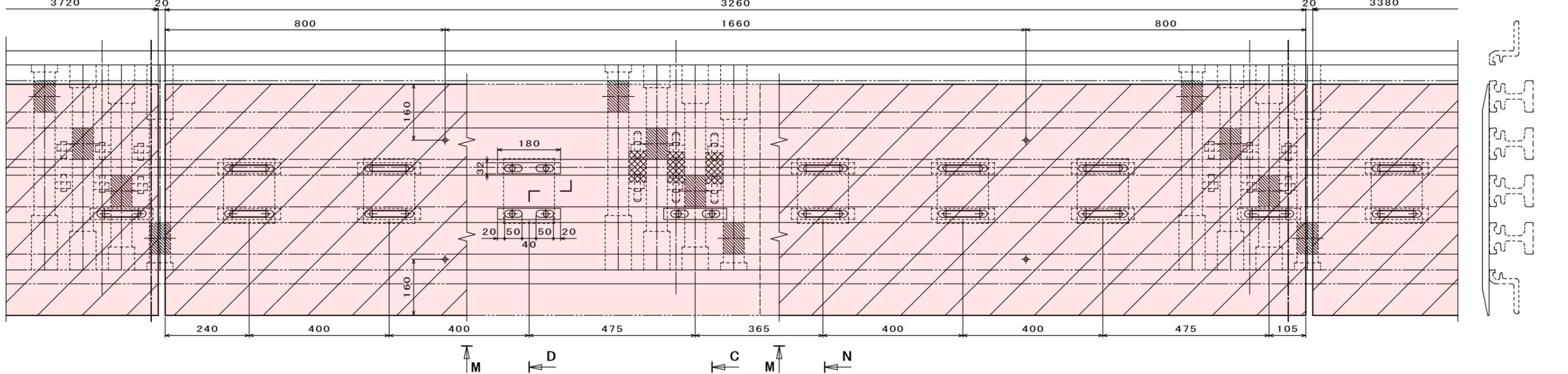
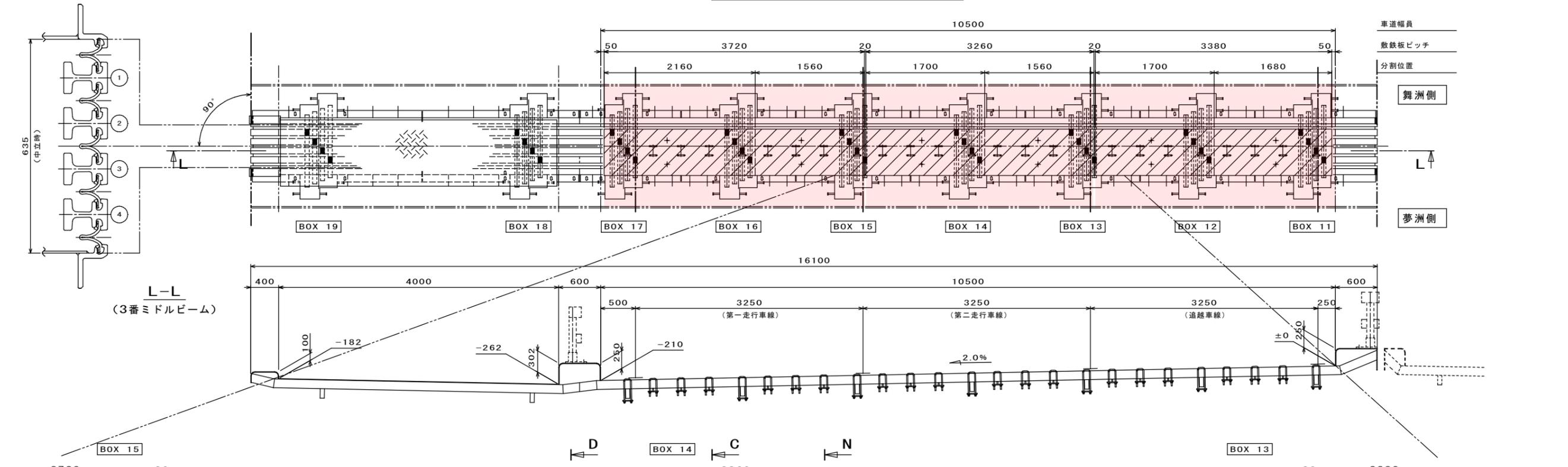
サポートビーム部取合図1



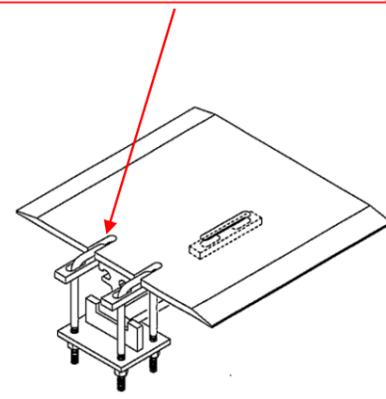
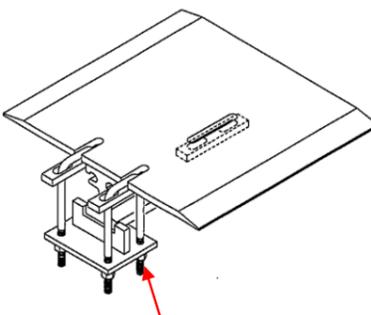
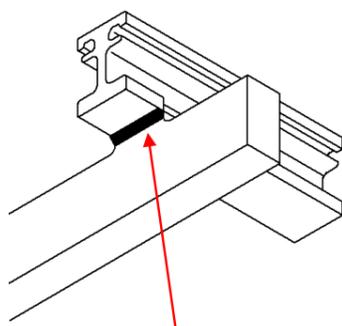
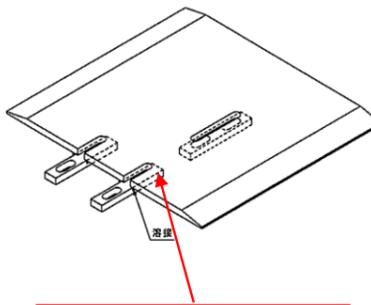
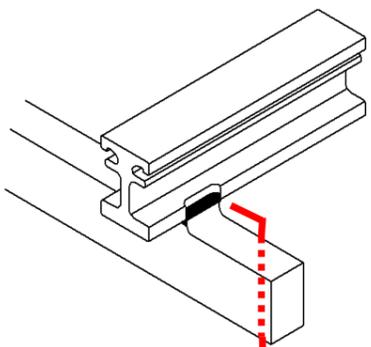
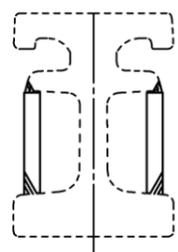
サポートビーム部取合図2



敷鉄板図 S=1/30、1/6



点検手法(案)

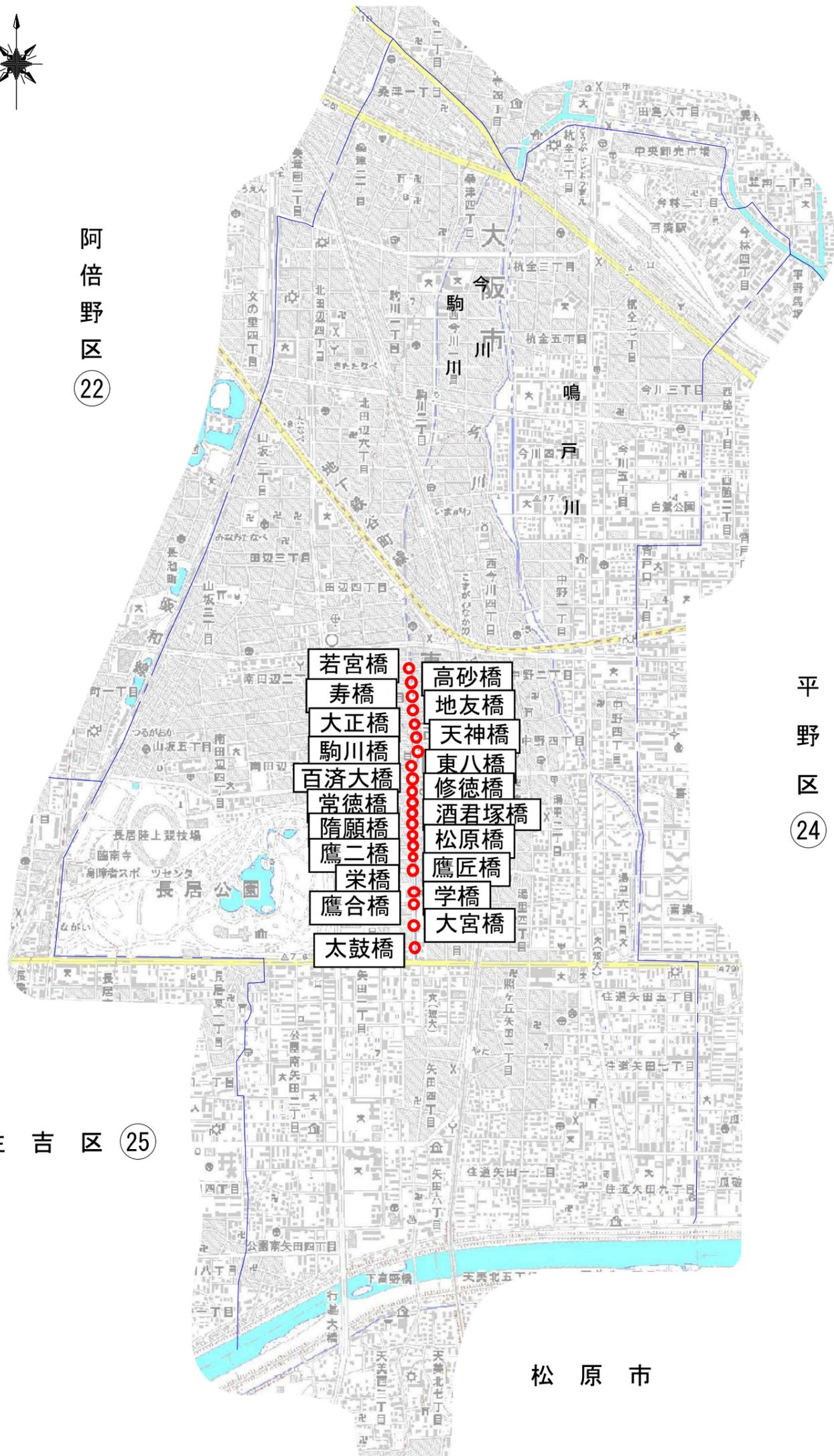
点検方法	巡回点検		簡易点検		詳細点検	
点検頻度	通行毎		月1回程度		半年程度 万博前1回、開催中1回	
点検項目	敷鉄板	伸縮装置	敷鉄板	伸縮装置	敷鉄板	伸縮装置
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> 敷鉄板表面目視確認 (敷鉄板の変形・Uボルト落下) 	<ul style="list-style-type: none"> 伸縮(敷鉄板)上を車両が通過するときの異音の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ボルトのゆるみ 	<ul style="list-style-type: none"> サポートビーム溶接部のき裂確認 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ用意している同じ部材と取替を行い、板座の溶接き裂を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 万博前1回目の詳細点検時は浸透探傷試験(PT)を行いき裂の進行を確認する。 開催中はファイバースコープを用いてウェブにき裂進行と上面溶接のき裂を確認する。 ベアリングの損傷確認
異常発見時の対応	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ用意している同じ部材の敷鉄板と取替を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 溶接き裂が発生している可能性があるため詳細点検を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ボルトの締付け 	<ul style="list-style-type: none"> 再度溶接を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 板座を再度溶接する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上面溶接のき裂は再度溶接を行う。 ウェブのき裂が進行している場合ウェブ両側に補強を行う。 ベアリングの交換
概略図	<p>板座の溶接にき裂が発生し溶接が外れるとUボルトが落下するため上部から確認できる。</p> 		 <p>桁下からゆるみ点検</p>	 <p>桁下から溶接部のき裂確認</p>	 <p>取替後、溶接き裂を確認</p>	 <p>桁下からファイバースコープで溶接部のき裂、ウェブのき裂進行の確認</p> <p>ウェブ補強図</p> 



阿倍野区 22

平野区 24

住吉区 25



松原市





0 100 200 300 400 500

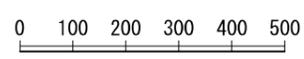
生野区 13

天王寺区 17

西成区 21

東住吉区 23

住吉区 25









0 100 200 300 400 500